
宗制寺法の制定と教育布教制度の開始

藤田和敏

はじめに

- 1) 前回のまとめ：明治5年（1872）、新政府は神職と僧侶を動員して、「敬神愛国の旨を体すべき事」、「天理人道を明かにすべき事」、「皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべき事」を内容とする三条教則に基づいた民衆教化の実施を趣旨とする教導職制度を開始した。教導職制度導入の最大の目的は、キリスト教が国内に浸透することを防ぐことにあった。
 - ・ 三条教則に基づいた教化活動を僧侶が行うには無理が多く、仏教側は教導職養成機関として大教院を設置することを提案する。しかし、仏教主導の提案に対して神道側の巻き返しがあり、開設後の大教院は神主仏従の機関となった。そのような実情に反発した西本願寺の島地黙雷は、浄土真宗を率いて信教の自由と政教分離を求める強硬な反対運動を展開した。その結果、明治8年に神仏合同の大教院は廃止され、各宗派が一定の「信教の自由」を認められる形で（三条教則に基づく教導職制度は維持された）、個別に大教院を運営していくことになった。
 - ・ 臨済宗は、明治8年に9本山合符で臨済宗大教院を設置するが、同12年に臨済宗大教院は分裂して9本山に大教院が置かれた。同12年には臨済宗西部大会議、同13年には同東部大会議が開かれ、臨済宗としての教育・布教活動の指針がまとめられた。
- 2) 今回の論点＝宗制寺法の制定【羽賀1994】。
 - ・ 明治17年（1884）8月11日、教導職制度が廃止される。太政官布達第19号「自今神仏教導職を廃し、寺院の住職を任免し、及び教師の等級を進退することは総て各管長に委任し、更に左の条件を定む（後略）」。「左の条件」は五ヶ条あり、各宗派は宗制寺法を制定して内務卿の認可を受け、それに基づき管長を公選する。住職の任免や教師の等級進退は管長に委任された＝宗派自治の基礎が成立。
 - ・ 教導職制度の廃止は、島地らが信教の自由・政教分離が訴えたこととともに、明治10年代に神宮教会と出雲教会の間で祭神をめぐる紛争が発生したことが背景にあった。政府は天皇中心の国家体制を正当化するための政治思想として神道を位置づけたのであり、神道内部で教義に関わる紛争が起こることは国家統治の妨げになった。
 - ・ 明治15年に、政府は神社神道は祭祀であって宗教でないとする解釈を示し、神道の宗教性を形式的に否定して政教分離を成立させようとした。この段階で、神職は教導職兼務が不可能になり、布教に関わることができなくなった。そして、明治17年に教導職制度が廃止され、国家が直接宗教者を掌握して統制することは放棄されたのである。
- 3) 各宗派に宗制寺法を制定させて自治的に教団を運営させる政府方針の根拠＝寺院「共有物」論。
 - ・ 明治10年代前半に起こった宗教紛争に介入した政府は、教団法に当たるものを作り教団内部より選出された議員による討議することで紛争解決を図る方針を取った。それは、個々の寺院が本山・末寺・檀信徒の「共有物」であり、本山が一方的に統制できるものではないという理念が打ち出されたことによる。
 - ・ 明治17年太政官布達第19号の方針は、寺院「共有物」論の延長線上にある。今回は、臨済宗における宗制寺法の内容と、その後の宗務運営の展開に迫る。

1. 宗制寺法の制定

1) 「妙心寺派憲章」

- ・太政官布達第19号発令に伴い、妙心寺派大教院は妙心寺派教務本所に改称する（『明』1750）。明治17年12月1日より妙心寺で「大会議」が開設される。全国末派総代議員60余名が登山（『明』1740・1770）。
- ・明治18年7月10日「妙心寺派憲章」制定、全31条（表1）。「妙心寺派僧侶懲誡規則」全35節、「托鉢免許方法及び取締規約書」全11条も併せて制定される。
- ・第2章第3条本山による末派統制の原則：「本山において末派を統轄するの法則は、専制独断^{ゆる}を容さず、本末相依り至正公平の討論を尽すの先規なり、是故に自今も管長始め諸前任職の者及び執事以下の職員を置き、末派の建議を採納し、可否を衆議の多分至理の帰するところに決断し、大小の要務を整理すべし」。本山と末寺の関係を公平なものとして定義した。本山には執事以下の職員を配置し、末寺からの建議を受けて宗派運営の方針を衆議によって決定する⇒寺院「共有物」論の影響。
- ・第2章第4条「本山の末派に対する権利」1～9則、「本山の末派に対する義務」10～28則。詳細な規定が設けられているのは「大会議」での議論の結果か。
 - ・第16則「本山は財途賦課の点に付き、その出納を計画し、若しくは宗規上より前途の方法を議定するため、時として地方末派代議員を徴集し、諮詢会を開き、あるいは議案を各地方教務所に下附し、意見を稟申せしむ」＝宗費は末派の合意の下に徴集する。財政における本山の恣意性を排除する理念。
 - ・第19則「全国末派寺院は、本山の特権を主治する管長及び議事・執事を撰挙するの公権を有す」＝すべての末派寺院は管長および教務本所職員の選挙権を有した。
- ・第2章第5条「寺院等級法階法服区分表」：寺班は別格・壹等～六等までの7等級（表2）。
⇒寺班を基軸に様々な階級を体系化したことが「妙心寺派憲章」の画期性といえる。明治26年3月25日寺班調査（表3）（『明』3228）。
- ・第2章第10条：教区の規定。全国15教区、教区取締長を置く。

2) 建長寺派「寺班法」

- ・建長寺派宗制寺法の制定：明治18年8月26日より9月2日まで「大会議」を開く。議員21名による審議を行うが、「本山維持法に係る寺班（寺格を定むると云う）新設の件に至りては衆議紛々」。寺班設定が難航した（『明』1914）。明治20年8月に臨時大会議が開催、修正された「寺班法」（全17条）と「寺班法附則」（全15条）が制定（『明』2269・2270）。
- ・「寺班法」第2条：寺班等級表（表4）
- ・「寺班法」第6条：「寺班は、直末・孫松・曾孫等の別なく随意に進就するを得ると雖ども、孫末等にて該本寺の班位より超進せんと欲する際は該本寺の承認を請うべし」。寺班は末寺の意思で行う納金の多寡によって決定。しかし、孫末寺が中本寺の寺班を超越することについては中本寺の承認が必要であった。
⇒この段階の建長寺派では、本山→中本寺→末寺という本末の階層関係が解消されていなかった。
- ・「寺班法」第11条：「寺班の職資金は七分利付に該当する公債証書を以て納めしむ」。「寺班法附則」第3条：「寺班既定の寺院は従前の宗費及び僧堂維持金利子を免ず」。寺班の納金は、末寺が購入した公債証書（現在の国債にあたる）で行う。納金した寺院は宗費の納入が免除される。
⇒建長寺派は、寺班納金を基に公債証書を購入し、その利子によって宗派運営を行っていた。新たに開始された寺班納金の負担が末寺にとって大きかったため、宗費の徴集までは不可能であったか。

2. 布教・教育制度の成立

1) 「妙心寺派住職試験章程」

- ・明治19年5月18日「妙心寺派住職試験章程」制定（『明』2034）。太政官布達第19号（「寺院の住職を任免し、

及び教師の等級を進退することは総て管長に委任)に基づき、試験で住職の水準を保とうとした。

- ・第1則「凡そ本派の僧侶にして一寺住職たる者、及び自今住職たらんと欲する者は、この章程に準じ試験を受くべし」＝住職もしくは住職就任希望者は必ず試験を受けなければならない。
- ・第6則「試験題品」、①仏祖三経一章又は一枚を講義、②禅門宝訓を一章づつ講義、③随意説教を一席講録を呈せしめ演述、④三章大意を書綴を呈せしめ弁要、⑤十題の内一題を採題演義。
- ・第9則「試験の上甲乙丙を判決し、若し乙科を得れば住職の後尚を再試し、甲科に攀らしむるを程度とす、丙科を得れば当日の落第とし、六ヶ月の後重て復た試験し、乙科を得るの後にあらざれば住職に撰挙することを免さず」、第10則「凡そ三回の試験共に丙科に出る者は住職に撰挙すべからず、曩既に住職する者は訓諭して退職せしむ」＝甲・乙・丙の三段階評価とし、丙科の住職資格を認めなかった。
- ・同日に「妙心寺派教憲三章」(第一章 仏教の真理を明かにし四恩報謝の旨を体すべし 第二章 菩薩の悲願に準り三有抜済の念を達すべし 第三章 国憲を遵奉し職掌を勤守すべし)、「妙心寺派問題十説」(即心即仏説・因果応報説・和順同好説・会通二諦説・転迷開悟説・愛国利民説・演文尚武説・博物究理説・坤輿経緯説・宗教同異説)制定(『明』2033)。
⇒妙心寺派における布教の原理原則を示すものだから、「三条教則」・「十一兼題」・「十七兼題」の模倣である。臨済宗にとって、民衆への布教という問題は近代において新たに直面した課題であり、国家によって宗派運営を委任されて以降も布教活動の制度的な原型は教導職制度に求めざるを得なかった。
- ・妙心寺派已住職試験(『明』2128)、明治19年12月6日～9日、名古屋で開催。「甲点を得たる者は甚だ少なく、多くは乙点のみにて、落第せし者二名あり」

2) 「妙心寺派学制」

- ・明治18年1月11日、妙心寺派大衆寮が大教校と改称になる。同16日に大教校規則35条・学徒心得34条・警策条例24条が定められる。「大会議」の結果を受けて、学校制度が整備された(『明』1801)。
 - ・同年7月10日「妙心寺派憲章」の「本山の末派に対する義務」第15則に「本山は全国末派の徒弟を教育し、宗根を培養せんがため、本山内に専門道場及び大教校を置き、これに付属する規則又は適當の学科を設立し、これを監督す」とあり、大教校を設置して宗門子弟の教育を行うことは妙心寺派の義務となった。
 - ・明治19年11月23日、校則教則改良・教師改選のうえで開業式を行う(『明』2120)。
 - ・同年12月「妙心寺派学制」制定、全37条(『明』2141～2144)。
 - ・第3条「教校は普通大教校一ヶ所本山内に置く、中教校各地方教区毎に一ヶ所を置くべし」、
 - 第4条「普通大教校には高等学科を置き、派内専門道場に入る前必ず修習すべき経論書史を学ばしむ」、
 - 第5条「各地方中教校に初等中等の学科を置き、本山大教校に入らんと欲する者の階梯を修学せしむ」、
 - 第6条「沙弥学科は各寺院において雛僧駟鳥を教育せしむ」⇒妙心寺派教育制度は、大教校(本山、高等学科)→中教校(教区ごと、初等中等学科)→沙弥学科(各寺院、雛僧教育)の三段階となった。教導職制度における大教院(東京)→中教院(各府県単位)→小教院(全国の社寺)の模倣といえる。各課程の修学期間は3年とされた(第23条～第25条)。
 - ・第7条「本所内に学務総理を置き、派内大中小の教育事務を担当せしむ」、第11条「地方教育委員は学務総理の監督に属し、寺院子弟の就学及び中教校の設置保護の事を司管すべし」
⇒教務本所と地方教育委員(各教区)が、教育事務の責任を担う体制を明確化。
 - ・第29条「学徒は学科一級を卒業する毎に必ず試験を歴てその証を付与す、試験証状なければ進級するを得ず」⇒進級試験を義務づけた。
- ・明治19年12月「妙心寺派大教校試験条例」(『明』2152・2153)。
 - ・第14条「毎級八十点以上を甲とし、五十一点以上を乙とし、五十点以下を丙とす」、第15条「甲乙二等を登第とし、丙を落第とす」、51点以上が合格。

- ・明治20年5月普通大教校春季大試験の結果「高等科第四級及び第十八名内優等六名、中等第二級十八名内優等六名、初等科二十名内優等六名、洋楽部中等初級十三名内優等十一名ありて大いに学業進歩の色あり」(『明』2203)

3. 宗議会の継続的開催

1) 建長寺派臨時議会

- ・明治21年11月15日に開催、「建長寺派教学会規則」・「建長寺派宗学林職員規則」を制定。教学会は布教・教育についての諮問組織、教学委員を設置(20名以上)。経済的基盤の規定はない。宗学林職員は、専門師家1名・正教師1名・洋学教師1名・助教師若干名・学監兼副司1名となった(『明』2465)。

2) 妙心寺派第2議会

- ・会期は明治22年10月25日～11月5日、議員は30名。主要議題「維新已後大いに衰運を来し、一万以上の末派も殆んど半数を減じたる有様にて(中略)今この衰運を来したるは本山と門末の間に中本山・小本山の設けありて、各自勝手に寺法を設け、廢寺合院を企立つる等に原因するものなれば、ここに宗制寺法を改正し、中小本山を全廢し、全国の末寺を総て本山の直末となし、教令を一途に出し、同宗の宗義を擴張せんとの主意なり」(『明』2613・2628)⇒本山→中本寺→末寺という江戸時代的な階級制度を廢止し、本山と末寺を直結させる制度へ変更した。「大本山直末編入規約」が制定。

3) 妙心寺派第3議会

- ・会期は明治27年4月25日～5月4日。5年に1回の定期開催となっている。妙心寺派宗報『正法輪』が明治25年1月より発刊されており、宗議会の議事録が掲載されている(『正』30)。
- ・27日より議案の審議。議事(教務本所責任者)である今井貞山より施政方針演説「本派憲章改正の概要は、我宗旨を省せしと教務本所を責任組織に変ぜんとの二なり」＝「妙心寺派憲章」改正が主要議題。①妙心寺派の宗旨についての説明を省略すること(宗旨は政府の関与することではない)、②教務本所の機構改革を行うことの2点が改正点。
- ・「妙心寺派教務本所例」(『正』29)では、教務本所の事務を3部に分け、第1部(法務・教務・学務など)、第2部(庶務)、会計部を設置することが定められている。また、事務員構成は議事3名・部員7名であり、議事の職掌が「管長を補弼し、本派の紀綱を保持し、百般所管の事務において執行の責に任ず」となっている。教務本所には事務局長に当たる役職が置かれていなかった。また、「議事選挙定則」によれば、議事3名のうち1名は本山塔頭住職を選ぶことと定められており、意思統一の困難さの理由になっていた。
- ・第3議会では、教務本所から執事長設置が提案されたが否決された。『正法輪』の論説記事では「諸氏は唯執事長を置くの制度と聞きて、いまだ深くこれが利害得失を研究するに及ばずして、まづ一種の感情に制せられ、^{しやはん}這般の組織はある一人の野心非望を満足せしむるの媒介たるに外ならずとの邪推に惑わされて、遂に正当の理由を発見するを喪い明しにはあらざりしか」と評されている(「再び教務本所の責任組織を論ず」(『正』30))。議会には教務本所の集権化に対して危惧があった。第3議会では、憲章改正で議会の隔年開催と全議員の公選が決定された(『正』30)。
- ・明治27年7月5日、議会の協賛を得た13本の規則が公布された(『正』32～34)。
 - ・「教務本所例」：第1部・第2部・興学部・会計部の4部構成、職制は議事2名・執事4名・部員3名となった。
 - ・「議事・執事選挙規則」：「議事二員の中、一員は本山塔頭寺院の者を公選し、一員は本山塔頭以外の寺院全体より公選す」、「執事四員の中、一員は本山塔頭寺院の者を公選し、三員は本派塔頭以外の寺院全体より公選す」、本山と地方との力関係の均衡を考えた選出規程となった。
 - ・「教育例」：普通教校(普通学林と称するのが一般的、美濃・山城の二カ所、美濃普通教校は明治31年11

月10日に普通学林予備門となる(『正』84)で5カ年の修学と、5カ年以上の専門道場掛搭を義務づけた。普通教校入学前の教育機関として沙弥校を置くことが定められた。

- ・「興学会例」：管長に直属する教育諮問機関として委員15名の興学会が組織された。
- ・「議員選挙例」：全国を25の選挙区に分けて30名の議員を公選することを定めた。
- ・「常置員例」：議員より投票で選出された5名が、毎年4月に定期会を開く(議会在2年に1回なので、議会在閉会中の予算審議などを行う)。

⇒第3議会在、執事長設置は果たせなかつたが、教育制度を中心に妙心寺派運営のあり方を大きく変える成果を残した。

4. 妙心寺派の財務構造

- ・「明治26年度本所会計決算報告書」(表5、『正』39)：収入1万5177円40銭3厘4毛、支出1万5136円15銭6厘3毛(実際の合計額は1万5136円24銭7厘1毛)。41円余りの黒字決算。
- ・収入科目：最大の特徴は寺班金の運用で多額の収益を上げていること(第4項公債利子)。第2項・第3項は寺班元金を借用している末寺から納入される利子か。第7項は法階稟承の際の香資。この段階では宗費の徴集を行っていない。
- ・支出科目：最大の支出科目は第17項の利子払と第18項の借入元済で合計2576円66銭。総額の約17%を占めている。巨額の借り入れだが、理由は不明。第28項の震災借入金返済は1095円。総額の約7%。明治24年(1891)10月28日に発生した日本史上最大の内陸部地震である濃尾地震は、岐阜県・愛知県に集中する妙心寺派末寺に大打撃を与えた。
⇒借入金の返済で支出の約24%を占めており、早くも財政の硬直化が見られる
- ・第3項の大教校費と第4項の中教校補助費で構成される教育費で合計2400円。総額の約15%。「明治27年度本所会計決算報告書」(『正』63)では6345円5銭9厘5毛の普通学林費が設けられている(歳出総計は20728円61銭9厘4毛) ⇒第3議会在の成果。

おわりに

- 1) 太政官布達第19号の発令により、臨濟宗各派は「宗制寺法」の編纂を行った。「妙心寺派憲章」は拙著で取り上げた明治17年「相国寺派宗制寺法」(全83条)と同様の簡略なものであり、この段階での宗派運営を行うための最低限の事項を定めたものであったと評価できる。しかし、「妙心寺派憲章」が政府の寺院「共有物」論の影響を受けて本山の末寺に対する権利義務を定めていたのは、臨濟宗内で最大の末寺数を抱える妙心寺派ならではあったといえる。
- 2) 妙心寺派教育布教制度の枠組みは、教導職制度の模倣であった。
⇒臨濟宗と妙心寺派の近代化は教導職制度への対応から始まった。法を言葉で説くことを前提としない臨濟宗が、民衆に対しての「布教」という問題を正面から考えざるを得なくなったのは、僧侶個々人が教導職として教化の最前線に立つことを求められたからである。臨濟宗が教化体制のフォーマットを独自に編み出すことは困難が伴った。
- 3) 定期開催された妙心寺派議会在は、読会制(①議案全体の質疑応答→②逐条審議→③議案全体の可否決定という順番で3回の読会を行い議論する)など、帝国議会在を模範として運営システムを構築していた。議会在の開催は、宗派内における様々な意見の相違を浮かび上がらせたが、初期においては大きな波瀾なく運営されていた。

【参考文献】羽賀祥二『明治維新と宗教』(筑摩書房、1994年)

表1 「妙心寺派憲章」の内容

第1章 宗制	
第1条	宗旨の概要
第2条	宗教の主眼
第3条	綱領
第4条	所化接得の方法
第5条	法服着用の義務
第6条	托鉢規則の遵守
第7条	争端の厳禁
第8条	懲誡処分の実行
第9条	管長選定の方法
第2章 寺法	
第1条	寺内における軌範の定義
第2条	住職の本務
第3条	本山による末派統制の原則
第4条	本山の末派に対する権利と義務（権利が9則、義務が17則）
第5条	寺院等級・法階法服区分表
第6条	葬祭
第7条	伽藍・土地の抵当設定禁止
第8条	新寺建立・廃寺再興の方法
第9条	寺院財産と住職財産の区別
第10条	教務本所・布教・教区・花園教会の規定
第11条	住職交代の方法
第12条	宗費滞納者の処分
第3章 僧侶並に教師の分限及び称号	
第1条	教師の等級
第2条	教師の資質
第3条	法階教師等級匹対表
第4条	得度の際の法号改称
第4章 住職任免教師等級進退の事	
第1条	妙心寺住職の資格
第2条	国律公権停止の僧侶の処分
第3条	住職の資格
第4条	専門道場掛錫の必要
第5章 古文書宝物什器類保存の事	
第1条	目録帳の調製
第2条	什物類の移動の届け出

※「妙心寺派憲章」に附属して「妙心寺派僧侶懲誡規則」全35節、「托鉢免許方法及取締規約書」全11条も制定されている

表2 妙心寺派寺班等級表

職銭	法階年齢	住職年齢	僧堂結衆	学科	本山結衆日	袈裟	色衣	法階	寺院等級
						緋紋白	地紋	再住	別格
参拾円	四十年以上	廿五年以上	六年以上	高等	三百六十日	諸色	紫衣	前住	耄等
貳拾年	三十七年以上	同上	五年以上	同上	三百日	金欄ヲ除	緋衣	準前住	貳等
拾円	三十五年以上	同上	四年以上	中等	二百日	同上	黄衣	東堂	参等
七円	三十年以上	同上	二年以上	同上	百日	金欄及紫ヲ除	青衣	準東堂	四等
参円	廿七年以上	同上	一年以上	下等	三十日	同	紺衣	玉鳳	五等
拾貳円 <small>(ママ)</small>	廿五年以上	同上	一夏以上	同上	二十日	紺	紺衣	前堂	六等

表3 明治26年妙心寺派寺班調査

寺班	寺数
別格地	28
耄等地	221
二等地	99
三等地	231
四等地	549
五等地	814
六等地	488
小計	2430
等外地	1097
庵室	103
所轄地	16
小計	1216
総計	3646

表4 建長寺派寺班等級表

本庵継目	入寺法式	祖忌香資	移転香資	入寺香資	納金	年齢	袈裟	衣		等級
	再住職	五十銭		五円		四十年以上	一色金襴	地紋紫衣	管長正住職	別格
五円	開堂	三十銭	五円	同上	二百円	三十年以上	同上	同上	住山	一等
四円	準住以下西堂迄秉払式を修す	廿五銭	四円	一円七十五銭	百六十円	同上	一色金襴を除く	紫衣	準住山	二等
三円		廿銭	三円五十銭	一円廿五銭	百二十円	廿五年以上	金襴紫を除く	黄衣	東堂	三等
二円		十五銭	二円五十銭	一円	七十五円	同上	同上	紺衣	西堂	四等
一円		十銭	二円	五十銭	三十五円	二十年以上	紺色	同	前堂	五等
五十銭		五銭	五十銭	廿五銭	十円	同上	同上	同幅輪なし	後堂	六等

表5 明治26年度妙心寺派教務本所
会計決算報告 (単位:円)

収 入		
1	11,6928	25年度繰越高
2	2727,8326	寺班利子前年分収納
3	3795,915	26年度利子
4	3182	公債利子
5	103	行鉢鑑札料
6	244.93	毎歳香資
7	4946.2	直末冥加料
8	64	職銭
9	101,833	雑納
計	15177,4034	
支 出		
1	838,909	両真前供養及常住賄費
2	971,934	巡化巡教費
3	1400	大教校費
4	1000	中教校補助費
5	200	大法会費
6	700	六祖四派香資
7	300	湯料俵銭
8	1545	一山保存費
9	447,4765	伽藍修繕費
10	731.02	賞典扶助
11	1412	管長以下詰員手当
12	500,7946	臨時派出費
13	41.34	東京出張所費
14	95,648	用紙筆墨
15	198,365	郵便通運
16	1.6	機械新添費
17	876,668	利子払
18	1700	借入元済
19	28,405	常置員会費
20	140	専門道場扶助
21	473,994	臨時費
22	84,679	雑費
23	63,414	各宗協会費
24	230	貸費生
25	60	正法輪扶助
26	0	沖縄県布教費
27	0	北海道布教費
28	1095	震災借入返済
計	15136,1563	